

暮らしの判例

国民生活センター 相談情報部

いわゆる緑のオーナー制度契約により生じた損害について、国の説明義務違反を一部認めた事例

本件は、緑のオーナー制度（国有林の分収育林制度）により国との間で締結した分収育林契約に関して、元本割れで生じた損害を消費者が賠償請求した事例である。

裁判所は、勧誘時に交付されたパンフレットに元本割れリスクの記載がなく説明した事実も認められないとして、過失相殺（3割ないし5割）したうえで受領金額を損益相殺して認容し、一部の契約者については消滅時効の完成、除斥期間^{*1}の経過により請求を棄却、パンフレットに元本割れリスクを記載した時期以降の契約については説明義務違反がないとして棄却した。

緑のオーナー制度における説明義務について、参考になる判決である。
（大阪地裁平成26年10月9日判決、『金融・商事判例』1456号43ページ掲載）

原告：X（消費者）
被告：Y（国）

事案の概要

Yは、国有林の分収育林制度（いわゆる緑のオーナー制度）を、「国有林野の管理経営に関する法律」を改正することによって創設し、1984年10月から順次募集・販売した。この制度は、国有林野に生育する樹木の持分を譲渡契約（分収育林契約）に基づいて契約者に譲り、管理費用の一部を契約者に負担してもらい、樹木の成長後に伐採・売却して得た収益を、国と契約者に分収（分配）するというものである。

契約を募集するに当たり、Yは勧誘に当たる職員向けに質疑用の資料と勧誘用のパンフレットを作成した。加えて、各営林署等でもチラシが作成された。チラシには、契約者の資産となる旨を記載しているものもあり、パンフレットでも、長期間の契約であり将来の収入は不確か

であるとしたうえで、一戸建ての住宅で使用される木材の収益を受け取る旨が記載されていた。勧誘担当者向けの資料にも、将来の収入の見通しは困難であるとしたうえで、利回りについては2～3%と記載されていた。しかし、1983年のYによる試算では、立木の伐採時の価格がその評価時点の価格の5～6割程度になると、収益が費用負担者の払込総額よりも下回るとされており、Yは元本割れする危険性を認識していた。ところが1993年後期まで、元本割れについては、パンフレットに明確に記載されていなかった。そして、分収林の落札状況は、2008年末までの間、約95%が元本割れに至っていた。

そこでXらは、国家賠償法1条1項に基づき、Yの説明義務違反などがあったとして、Yに損害賠償を求めた。本件契約は、契約期間が長期

*1 一定期間権利を行使しないことにより、その権利を失うことになる期間。中断がない等の点で時効とは異なる。

であり、20年～30年のものが多いほか40年超のものもあった。このため、損害賠償請求権についての消滅時効や除斥期間も大きな争点となった。この点を含め争点は多岐にわたるが、主要なものは理由に挙げたとおりである。

理由

裁判所は以下のように判断してYの説明義務違反を一部認めた。

(1) 分収育林事業の公権力性

分収育林事業が、契約だけではなく、国民の森林造成への参加および国土の緑化という公益的側面が重視されていることを考慮すると、国家賠償法1条1項の公権力の行使に該当する。

(2) Yが説明義務を負うか

格別の専門的知識を有しない国以外の者(費用負担者)らと、林野行政を担うYの間に情報格差があり、費用負担者らは、そのようなYを信頼して本件契約を締結するのであるから、Yは、本件契約の申し込みの勧誘を行うに当たり、分収育林契約の内容等について、分収金の総額が払込額を下回ることではないとの誤解が生じ得るような場合には、このような誤解に基づいて契約を締結させることのないよう、費用負担者に理解させるために必要な方法および程度により説明すべき信義則上の義務を負い、この義務に違反した場合には、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うと解すべきである。

(3) 説明義務違反の有無

Yは、分収育林契約の申し込みの勧誘を行うに当たり、主に林野庁作成のパンフレットや各営林局または営林署作成のチラシを配布することにより分収育林契約の申し込みの勧誘を行い、電話で勧誘する際にも、パンフレット等を読むように指示していた。そして、1993年後期以降のパンフレットには、元本を保証しない旨明記されていた。パンフレットに記載があれば、受領額の総額が払込額を下回る可能性があることを通常は認識することができるので、特段の事情がない限り説明義務違反があったというとはできない。これに対して1993年前期

以前のパンフレットには記載がなく、受領総額が支払総額を下回ることがあると容易に認識できたとは言い難く、下回ることではないとの誤解を生じさせ得るのであり、認識し得たとの特段の事情がない限り説明義務違反があったといえることができる。そして、1993年前期以前の契約者で1993年後期以降に追加契約した者については、同様の契約なのでパンフレットを読まない場合があり得ることから、誤解を取り除いたとは言えず説明義務違反を認める。

(4) Xらの損害(損害の発生時期)

Xらは、Yから分収育林契約について適切な説明を受けていれば、払込額相当額を支払うことはなかったといえるから、XらがYの説明義務違反により被った損害とは払込額相当額である。

(5) 除斥期間経過の有無

民法724条後段は、除斥期間を定めたものである。損害が払込相当額であることから、同条後段の「不法行為の時」とは、分収育林契約締結時点である。また、除斥期間の成立を制限すべき正義・公平の理念に反する事情も認められず、契約締結時から20年を経過した場合、損害賠償請求権が消滅している。

(6) 消滅時効が完成しているか

本件においては、Xらが分収益の支払いを受けたことで、元本割れの有無を認識することができ、またYの説明義務違反による損害であることを確定的に認識することができたので、その時点から起算して、訴え提起時まで3年を経過している者については、消滅時効が完成している。

(7) 過失相殺・損益相殺

1993年前期以前の契約者において、パンフレットには元本割れのリスクの説明はなかったとしても、非常に長期間の契約であり将来の収入予想が困難である旨の記載はあったなどとして3割の過失相殺を、1993年前期以前の契約者で1993年後期以降に追加契約した者については、Yから交付されたパンフレットを閲覧すれば元本割れのおそれを容易に認識することが可能であったとして5割の過失相殺を認める。

そのうえで、Xらは分収益を取得していることから損益相殺の対象とする。

解説

本件の分収育林契約は、消費者が資金を拠出し、その資金によって事業を行い、その配当金や出資金の清算を行うという内容であり、金融商品取引法の集団投資スキーム^{*2}と類似している。そこで、投資取引の場合と比較して検討する。

なお、本判決の控訴審判決は、参考判例①（以下、高裁判決）であり、その後最高裁（参考判例②）にて上告棄却・不受理となっている。高裁判決は、原判決を補正しているが、過失相殺の点を除いては基本的に本判決の考え方を支持している。そこで、以下、本判決を基本に述べていく。

説明義務違反の有無については、パンフレットの記載によって区分している。この点は、投資取引との際立った違いといえる。投資取引の場合、説明義務の履行は書面の記載だけでなく、相手方が具体的に理解し得る程度の説明をしたかで判断される。本件は、集団訴訟であったという点を考慮しても、投資取引と類似の取引ととらえるならば、原告ごとに勧誘や説明が具体的にどうであったかが問題となるはずで、パンフレットに記載があるから説明義務が履行されたという判断は非常に特徴的である。

過失相殺について高裁判決は、パンフレットに記載のない時期の契約者については過失相殺を否定した。しかし、追加契約の類型については、高裁判決も5割の過失相殺が相当とし、その理由としてパンフレットの記載を挙げている。

損害については、支払額が損害であるとして、それを基準に過失相殺し、その後損益相殺している。この点も投資取引の実務処理と異なる点である。投資取引の場合には、支払額から受領額の総額を差し引いた額（目減り分）が損害であるとして、これを基準に過失相殺する考え方

が通例である。

民法724条後段の20年については、参考判例③に従い、除斥期間としている。この考え方で不法行為の時を契約のときとすると、20年超の長期契約の事案は除斥期間で救済されないことになる（なお、改正民法724条は、20年につき消滅時効期間とした）。

消滅時効の起算点につき本判決は最終支払いがあったときとするが、投資取引においては、元本割れを知ったとしても、法的に損害賠償請求できるものなのかについては判断できない場合が多い。そこで、被害者が法律相談等で法律家の助言を得たときを起算点とする裁判例がある。参考判例④はワラントの投資被害の事案について、証券110番で相談したとき、参考判例⑤は商品先物取引の事案について、相談した弁護士から助言を得たときを起算点としている。

緑のオーナー制度の事案では、その後も本判決の考え方と同旨の裁判例が出ている。参考判例⑥は、説明義務、除斥期間、消滅時効の起算点を本判決と同様に判断したうえ、Yの消滅時効の援用を権利の濫用としないとしている。

参考判例

- ①大阪高裁平成28年2月29日判決（『金融・商事判例』1491号48ページ）
- ②最高裁平成28年10月18日決定（LEX/DB）
- ③最高裁平成元年12月21日判決（民集43巻12号2209ページ）
- ④大阪地裁平成9年7月28日判決（『証券取引被害判例』セレクト6巻313号）
- ⑤名古屋高裁平成25年2月27日判決（『先物取引裁判例集』68号104ページ）
- ⑥大阪地裁平成30年4月9日判決（『金融・商事判例』1545号37ページ）

^{*2} 他者から金銭などの出資・拠出を集め、当該金銭を用いて何らかの事業・投資を行い、その事業から生じる収益等を出資者に分配するようなくみのこと。このくみの持分権利は、法的形式や事業の内容を問わず、包括的に金融商品取引法の規制対象である「有価証券」とみなされる。